

予防接種はお済みですか？

下記の予防接種の対象となる方で、まだ接種をされていない方は、ご確認の上、早めに予防接種を受けてください。接種券または予診票が届いていない方や、紛失されてしまった方は再発行いたしますので、保健福祉総合センターまでご連絡ください。

なお、下記の予防接種はいずれも費用助成期間が令和2年3月31日までとなっており、それ以降での接種は全額自己負担となりますのでご注意ください。

①成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチン

平成31年度（令和元年度）対象者

①平成31年4月2日～令和2年4月1日の間に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方で、村から接種券が届いた方。

ただし、以前に成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方（自費での接種も含む）は、接種券が届いても費用助成の対象にはなりませんのでご注意ください。

- ・対象となる方には平成31年4月に接種券をお送りしています。
- ・費用助成の機会が1人に対し一生に1回の制度です。接種をご希望される方は、必ず期間内に接種を済ませてください。

②麻疹風しん予防接種

接種対象者は下記のとおりです。

特に、第2期のお子様への費用助成は令和2年3月31日までとなりますのでよろしく願いいたします。

- ・第1期・・・満1歳のお子様
- ・第2期・・・小学校就学前の1年間（幼稚園年長児）

③二種混合予防接種

接種対象者は小学6年生（11歳以上13歳未満）です。

対象となる方には、平成31年4月に予診票等をお送りしています。まだ接種をされていない方は早めに受けてください。



なくそう！望まない受動喫煙

改正された健康増進法が、令和2年4月1日より全面施行されます。多くの方が利用する全ての施設において、原則、屋内禁煙となります。

改正のポイントは

- ・「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- ・受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮します。
- ・多数の人が利用する区分に応じ、その施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権限者が構はずべき措置等について、定められています。

病院・学校・
行政機関の庁舎等

令和元年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

屋外に喫煙場所を設置することは可能です。

飲食店・オフィス・事業所・
工場・ホテル・旅館など

令和2年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室
を設置して喫煙することは可能です。

たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素、タールなど200種類以上の有害物質が含まれています。肺がんをはじめ様々な疾患のリスクが高くなります。

福島県の喫煙率の高さは、全国ワースト4位。泉崎村も青年・壮年期、中年期など喫煙率が高い状況です。

たばこを吸わない人の前では吸わない。たばこを吸う人は禁煙に取り組もう。